本号で公布された法令のあらまし

◇強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三七号）（経済産業省）

一　電気事業法施行令の一部改正関係

1　強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四九号。以下「強靭化法」という。）による改正後の電気事業法（以下「改正後電事法」という。）第二八条の五二第三項の政令で定める額について、一、二〇〇億円に定めることとした。（第四条関係）

2　改正後電事法第二八条の五二第八項の政令で定める広域的運営推進機関債に関し必要な事項について、広域的運営推進機関債の発行方法を定める等の所要の規定を整備することとした。（第五条～第一二条関係）

3　配電事業及び特定卸供給事業が規定されることに伴い、報告又は資料の提出をさせることができる事項に配電事業の運営に関する事項を定める等の所要の規定を整備することとした。（第四五条及び第四六条関係）

二　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　題名を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令」から「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令」に改正することとした。（題名関係）

2　配電事業が規定されることに伴い、所要の規定を整備することとした。（第三条関係）

3　費用負担調整機関としての指定を受けることができる法人を削除することとした。（旧第五条関係）

三　予算決算及び会計令臨時特例等の一部改正関係

その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（第三条～第一三条関係）

四　経過措置

強靭化法附則第七条第一項の権利及び義務について、広域的運営推進機関が承継する際の承継計画の作成基準等を定めることとした。（第一四条関係）

五　附則

1　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

2　この政令は、強靭化法附則第一条に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。ただし、第一四条の規定は、公布の日から施行することとした。

政　令

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十七号

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第七条第二項及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十三条）
第二章　経過措置（第十四条）
附則

第一章　関係政令の整備

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十六条第二項第一号」を「第四十五条第二項第一号」に改める。

第二十七条第一項中「第二十条第二項及び第三項」の下に「、第二十条の二第一項及び第三項」を、「第二十二条第一項（法第二十七条の十二」及び「第二項（法第二十七条の十二」の下に「及び第二十七条の十二の十三」を加え、「第二十二条の二から第二十三条の三まで」を「第二十二条の二第一項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）並びに第二項及び第三項（これらの規定を法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十二条の三第一項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二項（法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項、第二項及び第三項（これらの規定を法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項並びに第五項及び第六項（これらの規定を法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条の二（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条の三第一項（法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第一項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項（法第二十七条の十二」を「及び法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項（法第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三」に改め、「第二十七条の十一の六まで」の下に「、第二十七条の十二の十、第二十七条の十二の十一第二項から第四項まで、第二十七条の十二の十二第一項、第四項及び第五項」を加え、「並びに第七章」を「、第七章並びに第百三条の二第三項」に改め、同条第二項第二号中「及び第二十八条の五十三」を「、第二十八条の五十二第一項及び第六項並びに第二十八条の五十六」に改め、同条第三項ただし書中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同項の表第一号中「第二条の十七」を「第二条の十七第一項（法第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項」に改め、「小売電気事業」の下に「又は特定卸供給事業」を加え、同表第二号中